

(別紙1) 国又は地域別の交付対象証明区分について

国名等	区 分		
	日付証明	放射性物質 検査証明 ^(注2)	産地証明
シンガポール	—	—	○ ^(注3)
タイ王国	○	— ^(注4)	○ ^(注5)
韓 国	○	○	○
中 国	—	— ^(注6)	○
ブルネイ	—	○	○
ロシア連邦	○	○	—
エジプト	—	—	○
モロッコ王国	○	○	○
E U 等	○	○	○
香 港	—	○	—
仏領ポリネシア	○	○	○

注1 都道府県等の地域、品目によっては、各証明の対象とならないことがあることに留意すること。

注2 放射性物質検査の結果が日本の基準値を上回っている場合には、証明書を発行しない。

注3 福島県以外の都道府県産の食品については、商工会議所によるサイン証明を産地証明として認めている。

また、全ての食品の産地証明については、品目毎に英語で原産の都道府県名（福島県は市町村名まで）及び数量が記載されたインボイスによる代替も認めている。

注4 タイ王国側に登録した検査機関作成の放射性物質検査報告書（英文）の提出により輸入が認められる。

注5 宮城県、福島県及び群馬県以外の都道府県産の食品については、商工会議所が発行する産地が記載された原産地証明も認めている。

注6 放射性物質検査証明書の様式が日本政府と中国政府との間で整っていないため、放射性物質検査証明書を発行することができない。